菅原・佐々木法律事務所報酬基準表

（2024年10月10日より施行）

※下記の料金表は税込の価格となっております。

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
全般	実費等		収入印紙代・郵便切手代・謄写料、交通費、通信費、宿泊料等は実費として請求させていただきます。
全般	法律相談	相談料	30分毎 5500円 (初回30分は無料)※法テラスの民事法律扶助、弁護士費用特約等が適用となる場合は、これらを利用しての無料相談となります。
全般	出張日当	日当	半日(2時間から4時間) 3万3000円以上5万5000円以下 1日(4時間を超える)　5万5000円以上11万円以下
全般	タイムチャージ		事件内容により、着手金・報酬金方式ではなく、タイムチャージ方式による費用請求をさせていただく場合があります(事前にタイムチャージ方式を採用する旨、ご説明いたします)。 アソシエイト弁護士 1時間当たり2万2000円以上とします。 パートナー弁護士　1時間当たり4万4000円以上とします。
民事	一般訴訟事件・調停事件・審判事件 （非類型事件）	着手金	着手金は、事件の経済的利益が 300万円以下の場合　一律24万2000円 300万円を超え1000万円以下の場合　6.05%+6万0500円 1000万円を超え1億円以下の場合　4.84%+18万1500円 1億円を超える場合　3.63%+139万1500円 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、一般訴訟事件の2分の1とします。
		報酬金	報酬金は、事件の経済的利益が 100万円以下の場合　一律24万2000円 100万円を超え1000万円以下の場合　18.15%+6万0500円 1000万円を超え1億円以下の場合　12.1%+66万5500円 1億円を超える場合　9.68%+308万5500円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額することがあります。
	一般事件示談交渉 （非類型事件）	着手金 および 報酬金	着手金、報酬金とも、原則として一般訴訟事件の基準と同額とします。
	離婚事件	着手金	離婚のみの場合、示談交渉・調停で一律24万2000円、訴訟で一律36万3000円です。 離婚以外に親権、養育費、財産分与、慰謝料、婚姻費用等が問題となる事案は、上記とは別に、一律12万1000円追加します。 離婚成立後の養育費、財産分与、慰謝料等が問題となる事案及びその他の家事事件の場合、示談交渉・調停で一律24万2000円、訴訟(審判)で一律36万3000円です。 離婚示談交渉から離婚調停を受任するとき、離婚調停から離婚訴訟を受任するときの追加着手金はいずれも12万1000円となります。
		報酬金	示談交渉・調停で一律24万2000円、訴訟で一律36万3000円とします。 ただし、調停期日が4回以上となった場合には、4回目の調停以降 1 調停期日あたり2万4200円が発生します。 養育費・慰謝料・財産分与・婚姻費用を請求し、これらが認められた場合、養育費・婚姻費用については1ヶ月分相当額に消費税を加えた額とします。財産分与・慰謝料については一般訴訟事件報酬基準によって算出される報酬金が別途発生します。 養育費・慰謝料・財産分与・婚姻費用を請求された場合、養育費・婚姻費用については3ヶ月分の減額分相当額に消費税を加えた額とします。財産分与・慰謝料については、それぞれの経済的利益について一般訴訟事件報酬基準によって算出される報酬金が別途発生します。

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
民事	交通事故事件	着手金	示談交渉・交通事故紛争処理センターでの紛争解決・訴訟事件とも相手方に任意保険会社がついている場合、着手金は無料です。 相手方に任意保険会社がついていない場合は、一般訴訟事件基準と同じです。 被害者請求は、別途手数料として6万0500円以上とします。 弁護士費用特約を使用する場合は、その基準によります。
		報酬金	示談交渉は、相手方に任意保険会社がついている場合、報酬金は取得金額(上乗せ金額)の18.15%相当額プラス12万1000円。ただし、最低額は、36万3000円とします。 交通事故紛争処理センターでの紛争解決・調停・訴訟での解決の場合、相手方に任意保険会社がついている場合は、報酬金は取得金額(上乗せ金額)の24.2%相当額プラス24万2000円。ただし、最低額は、48万4000円とします。 相手方に任意保険会社がついていない場合は、一般訴訟事件基準と同じです。 弁護士費用特約を使用する場合は、その基準によります。
	督促手続	着手金	事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合　経済的利益の2.42% 300万円を超え3000万円以下の場合　1.21%+3万6300円 3000万円を超え3億円以下の場合　0.605%+21万7800円 3億円を超える場合　0.363%+94万3800円 ※訴訟に移行したときの着手金は、一般訴訟事件基準の金額と上記金額の差額。 ※着手金の最低額は6万0500円。
		報酬金	一般訴訟事件基準の金額の2分の1とします。 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って発生します。
	境界に関する事件	着手金および報酬金	示談・調停・訴訟何れも着手金は36万3000円として、事案の複雑さや調査に要する時間等を考慮して増額することがあります。 示談から調停・訴訟、調停から訴訟へ移行する場合は、それぞれ着手金を12万1000円追加します。 報酬金は原則36万3000円とし、目的を達成した程度、終了までの労力・時間等を考慮して増額することがあります。
	建物明渡事件	着手金および報酬金	示談・調停・訴訟何れも最低の着手金・報酬金とも一律24万2000円とし、賃料月額24万2000円以上の場合は、着手金・報酬金何れも賃料月額相当額とします。 未払賃料回収額については、一般訴訟事件報酬基準と同じで報酬金が発生します。 示談から調停・訴訟、調停から訴訟に移行するときはそれぞれ着手金を12万1000円追加します。
	保全命令申立事件等 ※本案事件とは別途発生します。	着手金	一般訴訟事件基準額の2分の1とします。 審尋又は口頭弁論を経た時は、一般訴訟事件基準額の3分の2とします。 着手金の最低額は12万1000円とします。
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき　一般訴訟事件基準額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき　一般訴訟事件基準額の3分の1 本案の目的を達したとき　一般訴訟事件基準額に準じます
	民事執行事件	着手金	執行事件のみの受任の場合、訴訟事件の2分の1とします。 訴訟事件から引き続き受任する場合の着手金は、建物明渡執行事件24万2000円、その他の執行事件は、12万1000円とします。
		報酬金	執行事件のみの受任の場合、訴訟事件の2分の1とします。 訴訟事件から引き続き受任する場合の報酬金は、訴訟事件報酬金に含まれます。
	破産・会社整理・特別清算の申立事件	着手金	個人の自己破産　36万3000円以上 個人事業主の自己破産　60万5000円以上 会社整理　121万円以上 特別清算　121万円以上
		報酬金	原則として発生しませんが、事案によって協議の上一般訴訟基準に準じて設定する場合があります。ただし、免責決定を受けたときに限ります。

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
民事	非事業者任意債務整理事件 （過払金請求事件）	着手金	着手金は、1社のみの場合、4万4000円とし、2社以上の場合、2社目から1社に付き2万2000円追加します。又は債務総額の3.3%相当額のいずれか大きい方とします。又、事情により分割支払も可能です。
		報酬金	報酬金は、任意整理については、債務を減額した額の11%とします。過払金請求については、過払金額の16.5%（訴訟の場合は22%）を原則とし、事案によって過払金額の5%の範囲内で増額する場合があります。
	行政上の審査請求・異議申立・再審査請求・その他の不服申立事件	着手金	一般訴訟事件の基準に準じます。
		報酬金	一般訴訟事件の基準に準じます。
	証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	手数料	24万2000円に一般訴訟事件基準額の12.1%を加算した額とします。 特に複雑又は特殊な事情がある場合、弁護士と依頼者との協議により定めることとします。
	即決和解	手数料	示談交渉を要しない場合は、経済的利益の額が 300万円以下の場合　12万1000円 300万円を超え3000万円以下の場合　1.21%+8万4700円 3000万円を超え3億円以下の場合　0.605%+26万6200円 3億円以上の場合　0.363%+99万2200円 示談交渉を要する場合は、一般事件示談交渉の基準に準じます。
	契約書類及びこれに準ずる書類の作成	手数料	経済的利益の額が 300万円以下の場合　24万2000円 300万円を超え3000万円以下の場合　1.21%+20万5700円 3000万円を超え3億円以下の場合　0.363%+45万9800円 3億円を超える場合　0.121%+118万5800円 特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者の協議により定める。 公正証書にする場合、上記の手数料に3万6300円を加算します。
	遺言書作成	手数料	経済的利益の額が 300万円以下の場合　24万2000円 300万円を超え3000万円以下の場合　1.21%+20万5700円 3000万円を超え3億円以下の場合　0.363%+45万9800円 3億円を超える場合　0.121%+118万5800円 特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者の協議により定めることとします。
	遺言執行	手数料	遺言執行によって得る経済的な利益の額が 300万円以下の場合　36万3000円 300万円を超え3000万円以下の場合　2.42%+29万0400円 3000万円を超え3億円以下の場合　1.21%+65万3400円 3億円を超える場合　0.605%+246万8400円
	相続放棄	手数料	1人5万5000円。2人目以降は1人増えるごとに4万4000円加算します。 相続開始時から3か月経過後の相続放棄は、裁判所に受理された場合に5万5000円の追加手数料をいただきます。
	相続財産清算人申立、不在者財産管理	手数料	36万3000円。
	会社設立等	手数料	資本額もしくは総資産額のうち高い額または増減資額が 1000万円以下の場合　4.84% 1000万円を超え2000万円以下の場合　3.63%＋12万1000円 2000万円を超え1億円以下の場合　2.42%＋36万3000円 1億円を超え2億円以下の場合　1.21%＋157万3000円 2億円を超え20億円以下の場合　0.605%＋278万3000円 20億円を超える場合　0.363%＋693万円 最低額は合併または分割については243万円、通常清算については121万円、その他の手続については121万円とします。

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
民事	株主総会等指導		基本36万3000円以上とします。 総会準備も指導する場合には60万5000円以上とします。
顧問	顧問契約	顧問料	ライトプラン:月額3万3000円 着手金・報酬金とも基準額から10%割引。 法律相談(来所)がひと月に6時間まで無料。 スタンダードプラン:月額5万5000円 着手金・報酬金とも基準額から20%割引。 法律相談(来所、電話)がひと月に10時間まで無料。 契約書の内容確認が無料。 プレミアムプラン:月額11万円 着手金・報酬金とも基準額から30%割引。 法律相談(メール、電話、面談)が無料。 契約書の内容確認が無料。
刑事	起訴前	着手金	被害者との示談交渉を要するものは44万円、要しないものは33万円とします。 尚、接見回数が多数回予想されるものはその予想回数により増額します。 裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
		報酬金	不起訴又は求略式命令で終了した場合は24万2000円とし、起訴された場合は報酬金はありません。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
	起訴後	着手金	60万5000円。尚、接見回数が多数回予想されるものはその予想回数により増額します。又起訴前から引き続き担当する場合は、2分の1とします。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。 保釈請求は別途12万1000円とします。
		報酬金	刑の執行猶予を得た場合は、36万3000円とし、求刑よりも減刑された場合は、減刑の程度により上記の額を超えない額とします。無罪または一部無罪の場合、60万5000円以上とします。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
	保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立	着手金 報酬金	事件の内容によって、被告事件及び被疑事件のものとは別途発生いたします。 金額は、事件の内容を考慮し、協議のうえ決定します。
	告訴・告発	着手金 報酬金	着手金、報酬金とも1件につき36万3000円以上とします。なお、報酬金は、告訴・告発が受理された時点、又は、捜査機関による捜査が開始された時点で発生するものとします。

※裁判上の事件は審級ごとに1件として弁護士報酬を定めます。
※裁判外の事件が裁判上の事件に移行したときは別件とします。
※裁判上の事件について、引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみ発生します。
※事件内容によっては、上記料金表を基準に別途協議させていただきます。
※反訴事件は、別事件として弁護士報酬を定めます。
※経済的利益は、別段の定めのない限り、実際の回収額ではなく、取得した債務名義等の金額を基準とします。

※経済的利益について、算定可能な場合の算定基準

イ 金銭債　権債権総額(利息及び遅延損害金を含む)

ロ 将来の債権　債権総額から中間利息を控除した額

ハ 継続的給付債権　債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額

ニ 賃料増減額請求事件　増減額分の7年分の額

ホ 所有権　対象たる物の時価相当額

ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権　対象たる物の時価の2分の1の額。ただ し、権利の時価がその時価を超えるときは，権利の時価相当額

ト 建物についての所有権に関する事件　建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算 した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 へにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額

チ 地役権　承役地の時価の2分の1の額

リ 担保権　被担保債権額。ただし，担保物の時価が債権額に達しないときは，担保物の時価相当額

ヌ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件　ホ、ヘ、チ及びリに準じた額

ル 詐害行為取消請求事件　取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

オ 共有物分割請求事件　対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財 産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額

ワ 遺産分割請求事件　対象となる相続分の時価相当額

カ 遺留分減殺請求事件　対象となる遺留分の時価相当額

ヨ 金銭債権についての民事執行事件　請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額)

※経済的利益について、算定不能な場合の算定基準 800 万円とします。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮 して増減額することがあります。 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額する場合があります。